

北海道立北の森づくり専門学院告示第 2 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年5月10日

北海道立北の森づくり専門学院長 土屋 禎治

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

林業機械（フォワーダ）の賃貸借 1台 一式

(2) 契約の目的の仕様等 仕様書のとおり。

(3) 契約期間 令和5年10月2日から令和10年3月31日まで

なお、この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 旭川市西神楽1線10号 北海道立北の森づくり専門学院

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年度北海道立北の森づくり専門学院告示第○号に規定する林業機械（フォワーダ）の賃貸借契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所 北海道立北の森づくり専門学院

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

旭川市西神楽1線10号

北海道立北の森づくり専門学院 2階会議室

（送付による場合は、旭川市西神楽1線10号 北海道立北の森づくり専門学院あて）

(2) 入札日時

令和5年6月13日（火）午後2時（送付による場合は、同月12日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵送等による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、北海道財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月あたりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月あたりの単価）をもって入札した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書の要否

要

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道立北の森づくり専門学院総務課総務係

イ 所在地 〒078-8381 旭川市西神楽1線10号

ウ 電話番号 0166-75-6161

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。